

事 務 連 絡
令和3年2月26日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについての
フォローアップ調査結果について（情報提供）

総務省から別添のとおり通知を行っておりますので、情報提供させていただきます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、永峯、若杉

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

事務連絡
令和3年2月25日

各都道府県総務部
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課

新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについての
フォローアップ調査結果について

令和3年1月8日付けで依頼した標記調査の結果について、別添のとおり送付します。

新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇（以下「出勤困難休暇」という。）の取扱いについては、これまで度重なる通知等により適切な対応をお願いしているところです。

特に、未だ「無給」の取扱いとしている団体については、職員が出勤困難休暇の事由に該当する場合において、安んじて当該休暇の取得ができるよう、速やかに国家公務員と同様に常勤・非常勤を問わず、「有給」の特別休暇の取扱いとするようお願いいたします。

また、出勤困難休暇の取扱いについて、職員に広く周知いただくとともに、特別休暇の取得に御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、他の任命権者、市区町村等に対して速やかにこの旨周知いただくようお願いいたします。

(参考) これまでの通知

- ・ 「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」(令和令和2年3月1日付総行公第34号)
- ・ 「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応について(令和2年3月5日付け総行公第41号)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について(令和3年2月12日付け総行公第17号)

連絡先 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第四係
電話 03-5253-5544 (直通)

○新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ再調査結果（令和3年1月1日時点）

【全合計】

対応方法	首長部局			消防			警察			教育			【参考】公営企業（全部適用）		
	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員
1：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（有給）	2,597	2,495	1,723	701	622	451	41	41	37	1,623	1,610	1,211	2,296	2,080	1,206
	88.6%	85.1%	58.8%	93.8%	83.3%	60.4%	87.2%	87.2%	78.7%	92.2%	91.5%	68.8%	92.5%	83.8%	48.6%
2：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（無給）			3			1						2		4	
			0.1%			0.1%						0.1%		0.2%	
3：職務専念義務の免除にて対応（有給）	176	187	131	40	45	34	6	6	5	121	134	107	164	170	91
	6.0%	6.4%	4.5%	5.4%	6.0%	4.6%	12.8%	12.8%	10.6%	6.9%	7.6%	6.1%	6.6%	6.8%	3.7%
4：職務専念義務の免除にて対応（無給）															
5：1～4の対応がない（年次有給休暇や欠勤（無給）による対応）	5	8	1	1	1	1				4	4	1	4	7	4
	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%				0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%
6：同じ部門内でも部署や勤務体系別などで対応が異なる	7	10	2	4	6	1				2	8		3	5	
	0.2%	0.3%	0.1%	0.5%	0.8%	0.1%				0.1%	0.5%		0.1%	0.2%	
×：職員の任用がないため制度がない	146	231	1,071	1	73	259			5	10	4	439	15	216	1,181
	5.0%	7.9%	36.5%	0.1%	9.8%	34.7%			10.6%	0.6%	0.2%	24.9%	0.6%	8.7%	47.6%

※「無給」の取扱いとしている団体については、「有給」の取扱いとしていただくようお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ再調査結果（令和3年1月1日時点）

【都道府県】

対応方法	首長部局			消防			警察			教育		
	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員
1：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（有給）	41 87.2%	41 87.2%	39 83.0%				41 87.2%	41 87.2%	37 78.7%	41 87.2%	41 87.2%	41 87.2%
2：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（無給）												
3：職務専念義務の免除にて対応（有給）	6 12.8%	6 12.8%	5 10.6%	1 100.0%	1 100.0%		6 12.8%	6 12.8%	5 10.6%	6 12.8%	6 12.8%	6 12.8%
4：職務専念義務の免除にて対応（無給）												
5：1～4の対応がない（年次有給休暇や欠勤（無給）による対応）												
6：同じ部門内でも部署や勤務体系別などで対応が異なる												
×：職員の任用がないため制度がない			3 6.4%			1 100.0%			5 10.6%			

【参考】公営企業（全部適用）		
常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員
113	113	111
89.0%	89.0%	87.4%
14	14	11
11.0%	11.0%	8.7%
		5
		3.9%

※「無給」の取扱いとしている団体については、「有給」の取扱いとしていただくようお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ再調査結果（令和3年1月1日時点）

【指定都市】

対応方法	首長部局			消防			警察			教育		
	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員
1：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（有給）	14	14	12	14	14	12	-	-	-	14	14	14
	70.0%	70.0%	60.0%	70.0%	70.0%	60.0%	-	-	-	70.0%	70.0%	70.0%
2：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（無給）							-	-	-			
							-	-	-			
3：職務専念義務の免除にて対応（有給）	6	6	6	6	6	5	-	-	-	6	6	6
	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	25.0%	-	-	-	30.0%	30.0%	30.0%
4：職務専念義務の免除にて対応（無給）							-	-	-			
							-	-	-			
5：1～4の対応がない（年次有給休暇や欠勤（無給）による対応）							-	-	-			
							-	-	-			
6：同じ部門内でも部署や勤務体系別などで対応が異なる							-	-	-			
							-	-	-			
×：職員の任用がないため制度がない			2			3	-	-	-			
			10.0%			15.0%	-	-	-			

【参考】公営企業（全部適用）		
常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員
30	30	24
62.5%	62.5%	50.0%
18	18	15
37.5%	37.5%	31.3%
		9
		18.8%

※「無給」の取扱いとしている団体については、「有給」の取扱いとしていただくようお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ再調査結果（令和3年1月1日時点）

【市区町村】

対応方法	首長部局			消防			警察			教育			【参考】公営企業（全部適用）		
	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員
1：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（有給）	1,605	1,589	1,173	419	396	309	-	-	-	1,514	1,496	1,122	1,980	1,789	978
	93.3%	92.3%	68.2%	95.0%	89.8%	70.1%	-	-	-	93.1%	91.9%	69.0%	93.9%	84.9%	46.4%
2：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（無給）							-	-	-					4	
							-	-	-					0.2%	
3：職務専念義務の免除にて対応（有給）	111	122	94	21	27	19	-	-	-	107	119	94	115	121	56
	6.4%	7.1%	5.5%	4.8%	6.1%	4.3%	-	-	-	6.6%	7.3%	5.8%	5.5%	5.7%	2.7%
4：職務専念義務の免除にて対応（無給）							-	-	-						
							-	-	-						
5：1～4の対応がない（年次有給休暇や欠勤（無給）による対応）	4	5	1				-	-	-	4	4	1	3	6	2
	0.2%	0.3%	0.1%				-	-	-	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.1%
6：同じ部門内でも部署や勤務体系別などで対応が異なる	1	5		1	3		-	-	-	2	6		2	2	
	0.1%	0.3%		0.2%	0.7%		-	-	-	0.1%	0.4%		0.1%	0.1%	
×：職員の任用がないため制度がない			453		15	113	-	-	-		2	410	8	186	1,072
			26.3%		3.4%	25.6%	-	-	-		0.1%	25.2%	0.4%	8.8%	50.9%

※「無給」の取扱いとしている団体については、「有給」の取扱いとしていただくようお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ再調査結果（令和3年1月1日時点）

【一部事務組合等】

対応方法	首長部局			消防			警察			教育			【参考】公営企業（全部適用）		
	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員	常勤職員	会計年度 任用職員	臨時的 任用職員
1：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（有給）	937	851	499	268	212	130	-	-	-	54	59	34	173	148	93
	82.0%	74.5%	43.7%	94.0%	74.4%	45.6%	-	-	-	81.8%	89.4%	51.5%	86.9%	74.4%	46.7%
2：特別休暇（年次有給休暇以外の休暇）にて対応（無給）			3			1	-	-	-			2			
			0.3%			0.4%	-	-	-			3.0%			
3：職務専念義務の免除にて対応（有給）	53	53	26	12	11	10	-	-	-	2	3	1	17	17	9
	4.6%	4.6%	2.3%	4.2%	3.9%	3.5%	-	-	-	3.0%	4.5%	1.5%	8.5%	8.5%	4.5%
4：職務専念義務の免除にて対応（無給）							-	-	-						
							-	-	-						
5：1～4の対応がない（年次有給休暇や欠勤（無給）による対応）	1	3		1	1	1	-	-	-				1	1	2
	0.1	0.3		0.4	0.4	0.4	-	-	-				0.5%	0.5%	1.0%
6：同じ部門内でも部署や勤務体系別などで対応が異なる	6	5	2	3	3	1	-	-	-		2		1	3	
	0.5%	0.4%	0.2%	1.1%	1.1%	0.4%	-	-	-		3.0%		0.5%	1.5%	
×：職員の任用がないため制度がない	146	231	613	1	58	142	-	-	-	10	2	29	7	30	95
	12.8%	20.2%	53.6%	0.4%	20.4%	49.8%	-	-	-	15.2%	3.0%	43.9%	3.5%	15.1%	47.7%

※「無給」の取扱いとしている団体については、「有給」の取扱いとしていただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて、別紙のとおり、令和 2 年 3 月 1 日付け総行公第 34 号にて通知されておりますのでお知らせいたします。

各消防本部においては、引き続き、地域の実情、予防・警防・救急等の各職域における業務の実情等に応じ、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組をお願いいたします。

また、昨日、政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第 16 回）」が開催され、安倍内閣総理大臣より、感染リスクを防ぐための対策等について発言がありましたので、併せてお知らせいたします。詳細は、下記の URL をご確認ください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

（総理の一日）

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/01corona.html

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

総行公第34号
令和2年3月1日

各都道府県知事
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市市長
(人事担当課扱い)
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局公務員部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて

標記について、人事院から各府省に対し、別添のとおり新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣から出された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請等の臨時休業の要請等を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いが通知されましたので、送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本通知を参考にいただき適切に対応いただくようお願いいたします。引き続き、職員の柔軟な勤務態勢を確保していただくとともに、休暇の取得についても格段の御配慮をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第四係
電話 03-5253-5544（直通）

職 職 — 1 0 4

令和 2 年 3 月 1 日

各府省官房長 殿

人事院事務総局職員福祉局長

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく
困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 2 5 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び令和 2 年 2 月 2 7 日の新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣から出された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請等を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについては、下記の事項に留意してください。

記

当分の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則 1 5—1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 2 2 条第 1 項第 1 7 号の休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則 1 5—1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1 項第 4 号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えない。

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条において準用する検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規定する停留の対象となった場

合

2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

以 上

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応等について

「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応について、別紙 1 のとおり、令和 2 年 3 月 5 日付け総行公第 41 号にて通知されておりますのでお知らせいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について、別紙 2 のとおり、令和 2 年 3 月 5 日付け総行公第 29 号にて通知されておりますので、併せてお知らせいたします。

各消防本部においては、引き続き、地域の実情、予防・警防・救急等の各職域における業務の実情等に応じ、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

総行公第41号
令和2年3月5日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応について

標記の休暇（いわゆる出勤困難休暇）については、令和2年3月1日付け総行公第34号により適切な対応をお願いしたところですが、各団体の状況を踏まえ、あらためて下記の点についてご留意いただき、適切な対応をお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対して速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症対策の緊要性に鑑み、国家公務員においては、常勤・非常勤を問わず、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業等により、子の世話をを行う必要がある場合等に勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、「有給」の休暇取得を可能としたことを踏まえ、各地方公共団体の制度においても、国家公務員と同様に、常勤・非常勤を問わず、「有給」の取扱いとするとともに、休暇の取得について配慮をいただきたいこと。

連絡先 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第四係
電話 03-5253-5544（直通）

出勤困難休暇の規定の例（常勤職員）

国家公務員の場合	地方公務員の場合の例
<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（抄） （特別休暇）</p> <p>第十九条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定める。</p> <p>人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇） （抄） （特別休暇）</p> <p>第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抄） （特別休暇）</p> <p>第●条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事委員会規則で定める特別休暇については、人事委員会規則でその期間を定める。</p> <p>職員の勤務時間、休暇等に関する規則（抄） （特別休暇）</p> <p>第●条 条例第●条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>● 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>

※ 今般の国の取扱いは、いわゆる出勤困難休暇の「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等」として、次の通知の1～3の場合は取り扱って差し支えない運用とするもの。

各地方公共団体においても、各団体の制度において同様の運用の対応をしていただきたい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の
休暇の取扱いについて（職職-104）（令和2年3月1日付け人事院事務総局職員福祉局長通知）（抄）

当分の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第17号の休暇（非常勤職員にあつては、人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第4号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えない。

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- 2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

出勤困難休暇の規定の例（非常勤職員）

国家公務員の場合	地方公務員の場合の例
<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（抄） （非常勤職員の勤務時間及び休暇）</p> <p>第二十三条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇に関する事項については、第五条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。</p> <p>人事院規則 15—15（非職員の勤務時間、休日及び休暇）（抄） （年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の<u>有給の休暇</u>を与えるものとする。</p> <p>四 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抄） （非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第●条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第●条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（抄） （年次有給休暇以外の休暇）</p> <p>第●条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第●号に掲げる場合にあつては、人事委員会の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の<u>有給の休暇</u>を与えるものとする。</p> <p>● 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>

※ 今般の国の取扱いは、いわゆる出勤困難休暇の「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等」として、次の通知の1～3の場合は取り扱って差し支えない運用とするもの。

各地方公共団体においても、各団体の制度において同様の対応をしていただきたい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（職職-104）（令和2年3月1日付け人事院事務総局職員福祉局長通知）（抄）

当分の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第17号の休暇（非常勤職員にあつては、人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第4号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えない。

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- 2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

総行公第 29 号
令和 2 年 3 月 5 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（ 人 事 担 当 課 扱 い ）

殿

総務省自治行政局公務員部
公 務 員 課 長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 25 日）及び内閣総理大臣から方針が示された学校の臨時休業の要請（同月 27 日）等を踏まえ、各地方公共団体において、大規模イベントの自粛や学校の臨時休業、施設の一時閉鎖など感染防止のための各種措置が講じられています。

職員の柔軟な勤務体制の確保については、令和 2 年 2 月 27 日付けで通知したところですが、これらの措置に伴い、当該事業に従事する職員について、一部の地方公共団体では、職員の業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させることとし、組織全体として必要な業務体制の確保を図る取組が見られます。

各地方公共団体におかれては、こうした事例も参考にしつつ、地域の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

<業務内容の変更等により柔軟に対応している事例>

- ・図書館の職員を平常時には十分でなかった書庫整理やウェブ貸出等に従事させる
- ・公民館の職員を住民の方々からの電話への応対や市民講座の企画検討等に従事させる
- ・学校の非常勤講師を次年度の授業準備、自主学習支援、自宅研修等に従事させる
- ・学校の給食調理員を施設の大規模清掃、学童保育支援、衛生管理研修等に従事させる

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第一係
電 話 03-5253-5542 (直通)

事 務 連 絡
令和3年2月15日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について（情報提供）

総務省から別添のとおり通知を行っておりますので、情報提供させていただきます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、永峯、若杉

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

総行公第17号
令和3年2月12日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行（令和3年2月13日）等を踏まえ、人事院から各府省に対し、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正についてが通知されましたので、送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本通知を参考にしていただき、下記の事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する当該休暇の取扱いについて、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和2年3月1日職職-104）」の主な改正事項は以下のとおりであること。
 - ① 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症として指定する等の政令（令和2年政令28号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴う改正（第1項及び第3項関係）

- ② 検疫法（昭和26年法律第201号）の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染したおそれのある者に対して、宿泊施設や自宅等から外出しないこと等の協力を要請する規定が措置されたことに伴う改正（第2項関係）
- ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染したおそれのある者に対して、宿泊施設や自宅等から外出しないこと等の協力を要請する規定が措置されたことに伴う改正（第3項関係）

2 国家公務員と同様に、常勤・非常勤を問わず「有給」の特別休暇とするとともに、休暇の取得についても格段の御配慮をいただきたいこと。

3 今般の取扱いについては、庁内イントラネットへの掲示、職員あての通知やメールによるお知らせ、状況に応じた庁内会議での周知などの適切な方法により、職員に広く周知いただきたいこと。

連絡先 総務省自治行政局公務員部 公務員課公務員第四係 電話 03-5253-5544（直通）

職 職 — 2 1
令和 3 年 2 月 1 2 日

人事院事務総局職員福祉局長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和 2 年 3 月 1 日職職—104）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 3 年 2 月 1 3 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 <u>検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合</u>	1 <u>検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を</u> <u>検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条によって準用される検疫法第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合</u>

2 検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

3 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

4・5 (略)

(新設)

2 感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

3・4 (略)

以 上